

埼玉労働局発表
令和6年6月26日

【照会先】
埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 生木谷 忠司
賃金指導官 三木 誠一郎
(電話) 048-600-6205

報道関係者 各位

埼玉県紙加工品製造業最低工賃が改正されます

埼玉県紙加工品製造業最低工賃について、埼玉労働局長（片淵^{かたふち} 仁文^{ひろふみ}）は、埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会（部会長 鈴木^{すずき} 奈穂美^{なおみ} 専修大学経済学部教授）の調査審議を経て、埼玉地方労働審議会（会長 金井^{かない} 郁^{かおる} 埼玉大学大学院人文科学研究科教授）からの本年5月20日付け答申のとおり改正決定し、本日、官報に公示しました。改正後の最低工賃の効力発生日は、令和6年7月26日（金）になります。なお、改正後の最低工賃の金額は、以下のとおりです。

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で紙加工品製造業に係る組立て箱の組立て又はサックはり箱の折曲げ及びのり付けの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、規格欄及び業務欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

| 品目 | 規格 | 業務 | 改正金額 | (現行金額) |
|--------|--|------------|---------------------|-----------------------|
| 組立て箱 | 容積が 1,000 立方センチメートル未満のもの | 上箱及び下箱の組立て | 1 組につき 7 円 45 銭 | (1 組につき 6 円 50 銭) |
| | 容積が 1,000 立方センチメートル以上 3,000 立方センチメートル未満のもの | | 1 組につき 8 円 78 銭 | (1 組につき 7 円 66 銭) |
| | 容積が 3,000 立方センチメートル以上 5,000 立方センチメートル未満のもの | | 1 組につき 11 円 45 銭 | (1 組につき 10 円) |
| | 容積が 5,000 立方センチメートル以上のもの | | 1 組につき 14 円 32 銭 | (1 組につき 12 円 50 銭) |
| サックはり箱 | 面積が 500 平方センチメートル未満のもの | 折曲げ及びのり付け | 1 個につき 2 円 99 銭 | (1 個につき 2 円 61 銭) |
| | 面積が 500 平方センチメートル以上 1,000 平方センチメートル未満のもの | | 1 個につき 3 円 35 銭 | (1 個につき 2 円 92 銭) |
| | 面積が 1,000 平方センチメートル以上 3,000 平方センチメートル未満のもの | | 1 個につき 3 円 94 銭 | (1 個につき 3 円 44 銭) |
| | 面積が 3,000 平方センチメートル以上のもの | | 1 個につき 4 円 42 銭 | (1 個につき 3 円 86 銭) |

備考 上記金額は、のり代を除くものとする。

最低工賃について

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人でまたは同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

家内労働法は、このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めています。

このうち、最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

現在、埼玉県では、以下の5件の最低工賃が決定されています。

- 1 埼玉県紙加工品製造業最低工賃（今回改正される最低工賃）
- 2 埼玉県足袋製造業最低工賃
- 3 埼玉県縫製業最低工賃
- 4 埼玉県電気機械器具製造業最低工賃
- 5 埼玉県革靴製造業最低工賃

最低工賃の改正手続の流れ

